

## 監査報告

令和5年6月7日

公立大学法人長岡造形大学 理事長 佐々木 順子 様

公立大学法人長岡浩形大学



私ども監事は、地方独立行政法人法第13条第4項及び第34条第2項並びに公立大学 法人長岡造形大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則第2条第5項の規定に基づ き、公立大学法人長岡造形大学の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第9期 事業年度の業務に関して監査を実施しましたので、以下のとおり報告します。

## 1 監査の方法及びその内容

私ども監事は、当期の監査計画及び監査手続きに従い、理事長、副理事長、理事、内部監査部門その他職員(以下「役職員等」という。)と意思疎通を図り、必要に応じて内部監査部門と連携し、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席するほか、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、公立大学法人長岡造形大学の業務及び財産の状況を調査しました。

また、公立大学法人長岡造形大学におけるガバナンス体制や理事長、副理事長及び理事(以下「役員」という。)の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制(以下「内部統制体制」という。)について、役職員等からその整備及び運用の状況について適宜報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、財務諸表(貸借対照表、損益 計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類(案) 及び附属明細書)、事業報告書及び決算報告書につき検討しました。

## 2 監査の結果

(1)業務の実施状況及び中期目標の実施状況

公立大学法人長岡造形大学の業務の実施状況について、法令等に従って適正に実施されているかどうかを監査した結果、及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについて確認した結果、特に指摘すべき事項は認められません。

(2) 内部統制体制の整備及び運用に関する状況

内部統制体制の整備及び運用の状況を監査した結果、特に指摘すべき事項は認められません。

(3) 役員の不正行為及び法令等に違反する事実の有無

役員の職務の執行に関し、不正の行為又は法令等に違反する事実については、指摘 すべき重大な事実は認められません。

(4) 財務諸表

財務諸表(利益の処分に関する書類(案)を除く。)は公立大学法人長岡造形大学の 財政状態及び運営状況等を適正に表示していると認めます。

(5) 利益の処分に関する書類(案)

利益の処分に関する書類(案)は法令に適合していると認めます。

(6) 事業報告書

事業報告書は公立大学法人長岡造形大学の業務運営の状況を適正に表示していると ・認めます。

(7) 決算報告書

決算報告書は公立大学法人長岡造形大学の予算区分に従い決算の状況を適正に表示 していると認めます。

以上